



発行日：2018年4月10日

《編集・発行》

一般社団法人日本ケアラー連盟

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-18-10 橋場コーポ 305

TEL : 03-3355-8028 FAX : 03-5368-1956

E-mail : info@carersjapan.com Web : http://carersjapan.com

報告

わたしのまちのケアラー支援を考える



ケアラー支援条例をつくろう

ケアラー支援フォーラム2017を開催しました。

2017年12月10日に、ケアラー支援フォーラム2017「わたしのまちのケアラー支援を考える ケアラー支援条例をつくろう。」を、東京都文京区の全水道会館で開催し、ケアラー支援に関心の高い市民・学生・地方自治体議員・職員など約50名のみなさんが参加されました。

日本ケアラー連盟では、2017年9月に「ケアラー支援法・条例制定プロジェクトチーム事務局」を立ちあげ、ケアラー支援法にあわせて地方自治体でケアラー支援条例を制定することをめざしています。このフォーラムでは、ケアラー支援条例に焦点をあてて、「条例の作り方」と「条例の必要性」についてお話をきいたあと、参加者による7つのグループで「ケアラー支援条例づくり」のワークショップを実施しました。

以下、編集部の責任で、当日のようすを要約して報告します。

日本ケアラー連盟・ケアラー支援法・条例制定プロジェクトチーム



出石稔さんの「自治体条例をつくるということ」講演



● 「魂」を入れた条例を

フォーラムの前半は、出石稔さん（関東学院大学法学部地域創生学科教授）より「自治体条例をつくるということ」と題してお話をうかがいました。出石さんのお話を編集部の責任で要約してご紹介します。



法律や条例は作ることが目的ではなく、課題解決の手段であり、「実効性」のある条例をつくることの意義を強調したい。ケアラー支援条例はその「先導性」に意義がある。先導性とは、本来は国全体の課題だが、国の法律制定のハードルが高い場合に、地方の条例制定から先に提案していくということだ。例えば、受動喫煙防止条例や空き家対策条例は先導的に自治体が作ったものである。ケアラー支援条例がケアラー支援法制定のあと押しになるという意義がある。

条例は条文づくりではなく、最初に「なぜ必要か」という立法事実が必要である。立法事実とは、立法の基礎となりその合理性を支える一般的的事実・客観的事実である。

ゴミ屋敷問題に沿って説明すると、まず、①課題設定（立法事実Ⅰ・何が）＝「生活環境・景観の悪化」「防犯・防災」が解決しなければならない課題としてあること、②原因の究明・明確化（立法事実Ⅱ・なぜ）＝「高齢化による」という面」「確信犯がいるということ」を明確にし、③関係する法令（法・条例・要綱）＝廃棄物処理法・道路法・消防法などの存在と限界を確認すること、である。その後は、④条例化の必要性（自治体として対応すべき問題か、条例による対応が必要か）を検討する、⑤対応策（行政手法）の列挙と比較検討を行う、といふ

ことになる。⑤では、できるだけ多くの行政手法を列挙してメリット・デメリットを検討することが実効性の高い条例づくりにつながる。

「景観をよくする条例」に例えると、「色の規制（規制的）」と「建物の色の塗り替えに補助金（誘導的）」という、いわば「北風と太陽」のような対応を入れ込むことも必要だ。

ここまでが条例づくりの肝であるが、その後の⑥骨子案作成、⑦条例案作成のポイントもおさえることが大切で、さらに⑧条例案の評価・点検、も実効性のある条例づくりに大きい影響を与える。

最後に強調したいことは、「ケアラー支援条例」は単に作ることをその目的とせず、条例に「魂」を入れて、立法事実の解決ができる実効性のある条例づくりを期待したいということである。

●条例は施策の継続のために必要

続いて、北海道夕張郡栗山町の吉田義人さん（特別養護老人ホーム「くりのさと」施設長）、埼玉県草加市の井手大喜さん（草加市議会議員）のおふたりから、それぞれの地域におけるケアラー支援の取り組みについてご報告いただきました。

*



吉田さんは、栗山町職員を経て、栗山町社会福祉協議会事務局長に就任され、ケアラー手帳作成、ケアラー実態調査、ケアラーズカフェ設置などに取り組み、大きな成果をあげてこられました。現在は特別養護老人ホームの施設長になられていますが、町職員や社協事務局長の時代に実施したこれらの施策は、首長や担当者が交代すればそこで終了になら



り、変わってしまうため、安定して施策を継続していくためにも「ケアラー支援条例」の制定が必要であることを強調されました。また、ケアラー支援条例は、その地域の風土や実情や価値観に合わせたものを制定し、実際に地域コミュニティの役割を明確にする実効性のある内容を盛り込むことが必要であると提言されました。

*



埼玉県草加市市議会議員の井手さんは10代でヤングケアラーだった経験をもち、25歳のときに介護者支援の必要性を訴え、市議に当選しました。その経緯からケアラー支援条例にかけるおもいや、草加市で進めていきたいケアラー支援パッケージの構想として、ケアラー手帳の配付やケアラーアセスメントの実施、ケアラー支援のための拠点確保や人材確保などの各支援について具体的な課題などを提示していただきました。

課題の一つとしてあげられた「どういう人をケアラーと呼ぶか」という定義や、役所の複数の部署の連携などは、次のワークショップのヒントとなりました。

●条例に盛りこむべきケアラーの定義

フォーラムの後半は参加者が7グループにわかれ、ワークショップを行いました。

テーマは、「(1) ケアラー支援条例に盛り込むべき内容」「(2) 自治体施策として具体化するために、どのようなステップとゴールが想定されるか」です。

(1) では、各グループから、「ケアラーの定義、ケアラー支援の理念、ケアラー調査、ケアラーアセスメント、広報、教育・啓発、相談窓口、生活支援」といった内容が提示されました。「定義」「理念」で

は人権に言及するグループもありました。人権の内容としては、「ケアラーであっても社会人としてあたりまえの暮らしをする固有の権利をもつこと」「ケアラーは支援を受けられる対象であること」「子ども・若者ケアラーには自身の健康を守り、教育を受ける権利があること」などがあげられ、従来の被介護者を支援の主体とする制度の一部としてではなく、ケアラーを支援の主体とする条例制定の必要性を確認しました。

(2) では、条例・施策づくりのプロセスとして、多様な人が関わるケアラー支援協議会の設置を求める声やパブリックコメントや住民直接請求などの多様な働きかけについての提案がありました。



日本ケアラー連盟では、このフォーラムのあとも首都圏の自治体議員のみなさんにお呼びかけて、ケアラー支援条例制定に向けた勉強会を継続実施しています。今後も法・条例制定に向けて、多様な方々からお知恵をいただき、活動にいかしていきたいと考えています。



書籍紹介『高次脳機能障害の夫と暮らす』日常

昨年11月に会員になっていただいた柴本礼さんから、書籍をいただきました。柴本さんは、イラストレーターとして活躍されています。

2004年におつれあいがくも膜下出血で倒れ、以降高次脳機能障害となり、退院→リハビリ→就労までの2年4か月の高次脳機能障害をかかえたおつれあいのケアと奮闘の日々、その後の日常をコミックエッセイとして出版されています。

コミックという表現で、わかりにくく高次脳機能障害をわかりやすく、家族のご苦労や奮闘を笑いを交えて描かれ、「高次脳機能障害についての情報が当事者との家族だけでなく、広く世の中に必要とされていたことがわかりました」と本の中で述べています。

高次脳機能障害を当事者家族の目線で、わかりやすく書いた本として話題になり、各地で講演されたり、ニュースやテレビ番組でもたびたびとりあげられましたので、ご存じの方も多いかと思います。

柴本さんは主宰する家族会「高次脳機能障害コウジ村」やブログ(<http://hibikoujichu.blog.jp/>)で、障害当事者やご家族の相談にのっています。

柴本さんのケアラーとしての経験、高次脳機能障害という障害について、ぜひご一読ください。

○『高次脳機能障害の夫と暮らす日常コミック・日々コウジ中』(主婦の友社、2010年8月27日発行)

- 『高次脳機能障害の夫と暮らす日常コミック 続・日々コウジ中』(主婦の友社、2011年11月26日発行)
- 『パパがこわれちゃった!』(NPO 法人日本脳外傷友の会、2014年9月発行)



オリジナル版『ケアラー手帳』をつくりませんか

新オレンジプランで認知症対策の中に家族支援が位置付き、認知症家族ケアラーへの支援が進んでいます。この間、複数の自治体や NPO などからオリジナル版の『認知症版・ケアラー手帳』の作成依頼がありました。

みなさんの地域や団体で、オリジナル版を作りませんか。また地域の自治体にケアラー手帳を普及するよう要請してみませんか。オリジナル版は、手帳の表紙の発行者を自治体などとし、相談先や窓口紹介などのページをその地域のオリジナル情報に置き換えます。まとまった部数になるほど単価が安くなります。詳しくはケアラー連盟までお問い合わせください。

《日本ケアラー連盟は、いっしょにケアラー支援の活動をする仲間を求めています》

日本ケアラー連盟は、ケアラー、ケアラーを気づかう人、ケアラーのかかえる問題を社会的に解決しようという志をもつ人びとが集い、ともに生きる社会をつくることをめざします。

●会員になるには

一般社団法人日本ケアラー連盟の目的および活動に賛同してくださる方（個人）は、どなたでも申し込みできます（会員は法的には「社員」と呼ばれます）。

〔年会費〕正会員（社員）：5,000円／年 *総会の議決権があります。
応援会員（個人）：1口 2,000円／年

応援会員（団体）：1口 10,000円／年

〔定款〕 <http://carersjapan.com/images/teikan.pdf>

〔入会申込み〕 FAX（または E メール）でお申し込みください。
<http://carersjapan.com/membership.html>

* FAX 番号、メールアドレスは用紙に記載しております

●寄附をするには

一般社団法人日本ケアラー連盟は、会費と寄附により運営されています。1口3,000円から、何口でもご寄附いただけます。

〔寄附申込み〕 FAX（または E メール）でお申し込みください。

<http://carersjapan.com/membership.html>

* FAX 番号は用紙に記載しております

【会費・寄付金入金先】

郵便振替 口座番号：00100-9-789904

加入者名：一般社団法人日本ケアラー連盟

銀行振込 みずほ銀行新宿中央支店 口座番号：2958743

(普通) 口座名：一般社団法人日本ケアラー連盟